

# 鹿 児 島 県 公 報

平成31年 4 月 19 日 (金) 第3512号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

### 告 示

- 救急病院等の認定の取消し (保健医療福祉課取扱い) 1
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の取消し (高齢者生き生き推進課取扱い) 1
- 漁獲共済に係る区域及び区分の設定 (水産振興課取扱い) 2
- 基本測量の実施 (監理課取扱い) 2
- 基本測量の終了 (2 件) (監理課取扱い) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 (北薩地域振興局取扱い) 3

### 公 告

- 平成31年度狩猟免許試験公告 (自然保護課取扱い) 3
- 平成31年度狩猟免許更新に係る適性検査及び講習の実施公告 (自然保護課取扱い) 5
- 開発行為に関する工事の完了公告 (建築課取扱い) 7

### 教 育 委 員 会 告 示

- 指定文化財の指定 (文化財課取扱い) 7

### 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正 (※) (選挙管理委員会取扱い) 9

### 企 業 管 理 規 程

- 鹿児島県工業用水道給水規程の一部を改正する規程 (※) (工業用水課取扱い) 9

## 告 示

### 鹿児島県告示第426号

次の診療所は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急診療所でなくなった。

平成31年 4 月 19 日

鹿児島県知事 三反園訓

診 療 所 の 名 称	所 在 地
出水総合医療センター高尾野診療所	出水市高尾野町大久保3816-28

### 鹿児島県告示第427号

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定を取り消した。

平成31年 4 月 19 日

鹿児島県知事 三反園訓

事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者			取 消 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
デイサービスも	霧島市隼人町松	株式会社ももち	霧島市隼人町松	山崎 文枝	平成31年	通所介護

もちゃんち

永657番地

やんち

永657番地

3 月 29 日

## 鹿児島県告示第428号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第105条第1項第2号ロの規定により、同法第104条第2号に掲げる漁業の漁獲共済に係る区域及び区分を次のように定めた。

なお、この告示は、その共済責任期間の開始日が平成31年4月19日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同日前の日である共済契約については、なお従前の例による。

また、平成23年8月23日鹿児島県告示第851号（漁獲共済に係る区域及び区分の設定）は、廃止する。

平成31年 4 月 19 日

鹿児島県知事 三反園訓

区 域	区 分
阿久根市阿久根区域 （阿久根市の地区のうち阿久根市黒之浜区域、阿久根市折口区域、阿久根市大川区域及び阿久根市西目区域を除く地区）	(1) 主として機船底びき網漁業を営む漁業 (2) 主として棒受網漁業を営む漁業 (3) 総トン数10トン以上20トン未満の漁船により機船底びき網漁業及び棒受網漁業を併せて営む漁業又は総トン数10トン未満の漁船により主として機船底びき網漁業を営む漁業及び総トン数10トン以上20トン未満の漁船により棒受網漁業を併せて営む漁業 (4) 主として一本釣り漁業を営む漁業 (5) 主としてごち網漁業を営む漁業又は主としてふぐかご漁業を営む漁業 (6) 主として磯建網漁業を営む漁業 (7) 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によりまき網を使用して営む漁業 (8) (1)～(7)までに掲げる漁業以外の漁業

## 鹿児島県告示第429号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成31年 4 月 19 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 作業の種類 基本測量（電子基準点現地調査作業）
- 2 作業の期間 平成31年5月1日から平成32年3月31日まで
- 3 作業の地域 三島村，十島村

## 鹿児島県告示第430号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から平成30年4月3日鹿児島県告示第451号で告示した基本測量の実施は、平成31年3月31日終了した旨の通知があった。

平成31年 4 月 19 日

鹿児島県知事 三反園訓

## 鹿児島県告示第431号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から平成30年4月3日鹿児島県告示第452号で告示した基本測量の実施は、平成31年3月31日終了した旨の通知があった。

平成31年 4 月 19 日

鹿児島県知事 三反園訓

## 北薩地域振興局告示第 8 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成31年 4 月 19 日

北薩地域振興局長 橋口秀仁

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ヘルパーステーションひなたぼっこ	出水市野田町上名830番地4	一般社団法人クオレ	出水市野田町上名830番地4	大田 利満	平成31年3月31日	居宅介護・重度訪問介護・同行援護

## 公 告

## 平成31年度狩猟免許試験公告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成31年 4 月 19 日

鹿児島県知事 三反園訓

## 1 試験の場所、期日及び開始時刻

## (1) 第1回試験

場 所	期 日	開始時刻
鹿児島県鹿児島地域振興局本庁舎（鹿児島市小川町3番56号）	平成31年 7 月 28 日（日）	午前 9 時
鹿児島県南薩地域振興局指宿庁舎（指宿市十二町301番地）		
鹿児島県北薩地域振興局出水庁舎（出水市昭和町18番18号）		
鹿児島県始良・伊佐地域振興局本庁舎（始良市加治木町諏訪町12番地）		
鹿屋市農業研修センター（鹿屋市札元一丁目21番7号）		
鹿児島県熊毛支庁舎（西之表市西之表7590番地）		
鹿児島県大島支庁舎（奄美市名瀬永田町17番3号）		

## (2) 第2回試験

場 所	期 日	開始時刻
鹿児島県鹿児島地域振興局日置庁舎（日置市伊集院町下谷口1960番地1）	平成31年 8 月 25 日（日）	午前 9 時
鹿児島県南薩地域振興局本庁舎（南さつま市加世田東本町8番地13）		
鹿児島県北薩地域振興局本庁舎（薩摩川内市神田町1番22号）		
鹿児島県始良・伊佐地域振興局伊佐庁舎（伊佐市大口里53番地1）		
曾於市大隅中央公民館（曾於市大隅町岩川6484-2）		

鹿児島県熊毛支庁屋久島庁舎（熊毛郡屋久島町安房650番地）		
鹿児島県大島支庁舎（奄美市名瀬永田町17番3号）		

## (3) 第3回試験

場 所	期 日	開始時刻
鹿児島県庁講堂（鹿児島市鴨池新町10番1号）	平成32年 1 月 26 日（日）	午前 9 時

## 2 受験資格

鹿児島県内に住所を有する者で、次のいずれにも該当しないものであること。

- (1) 網猟免許及びわな猟免許にあっては18歳に、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許にあっては20歳に、それぞれ満たない者
- (2) 統合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）、てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者
- (3) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- (4) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（(1)から(3)までに該当する者を除く。）
- (5) 法又は法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- (6) 受験しようとする狩猟免許と同一の種類免許を法第52条第2項第1号の規定により取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者

## 3 受験手続

## (1) 提出書類等

ア 狩猟免許申請書

イ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている者にあつては、猟銃・空気銃所持許可証の写し

ウ 2の(2)から(4)までに該当する者でない旨の医師の診断書（銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている者は、提出を要しない。）

エ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）1枚

オ 狩猟免許申請手数料 5,200円（法第49条各号のいずれかに該当する者にあつては、3,900円）（5,200円分又は3,900円分の鹿児島県収入証紙を免許申請書に貼り付けて提出すること。なお、提出書類等を受理した後は、狩猟免許申請手数料は返還しない。）

カ 82円分の切手

## (2) 提出書類等の提出先

申請者の住所地を管轄する地域振興局又は支庁

なお、送付の方法により提出する場合は、封筒の表面に「狩猟免許申請書在中」と朱書きし、書留郵便とすること。

## (3) 提出書類等の提出期間

ア 第1回試験を受けようとする者

平成31年6月17日（月）から同年7月12日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 第2回試験を受けようとする者

平成31年7月16日（火）から同年8月9日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

ウ 第3回試験を受けようとする者

平成31年12月9日（月）から平成32年1月10日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、送付の方法により提出する場合は、それぞれの提出期間の最終日の消印のあるも

のまで受け付ける。

4 免許申請書の用紙の交付

免許申請書の用紙は、鹿児島県環境林務部自然保護課、各地域振興局、各支庁、一般社団法人鹿児島県猟友会、同会各支部及び各地区猟友会において交付する。

なお、免許申請書の用紙の請求を送付の方法により行う場合は、宛先及び郵便番号を明記し、82円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

5 その他

(1) 免許申請書を受取り、受験資格があると認められた者に対して試験の場所及び期日を指定した受験票を交付するので、指定された場所及び期日において試験を受けること。

なお、試験を受ける際は、受験票を必ず持参すること。

(2) 指定された試験の場所又は期日の変更を希望する場合は、提出書類等の提出先に対する申出により、その変更を認める。

なお、変更の申出は、指定された試験の期日の3日前（その日が休日のときは、その前日）までになされた場合に限り受け付ける。

(3) 試験に合格した者には、後日狩猟免許状を交付する。

(4) 不正の手段によって狩猟免許試験を受け、又は受けようとした者に対しては、その試験を停止し、又は合格の決定を取り消し、狩猟免許状を返還させる。

(5) 狩猟免許試験に関する照会は、鹿児島県環境林務部自然保護課（電話099-286-2111内線2616）、各地域振興局、各支庁、一般社団法人鹿児島県猟友会（電話099-222-9449）、同会各支部又は各地区猟友会に対して行うこと。

.....

平成31年度狩猟免許更新に係る適性試験及び講習の実施公告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第51条第2項の規定により適性試験を、同条第4項の規定により講習を次のとおり実施する。

平成31年 4 月 19 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 適性試験及び講習の場所、期日及び開始時刻

(1) 第1回適性試験及び講習

場 所	期 日	開始時刻
鹿児島県鹿児島地域振興局日置庁舎（日置市伊集院町下谷口1960番地1）	平成31年 8 月 4 日（日）	午前 9 時
かごしま県民交流センター（鹿児島市山下町14番50号）	平成31年 8 月 21 日（水）	
鹿児島県南薩地域振興局本庁舎（南さつま市加世田東本町 8 番地13）	平成31年 7 月 7 日（日）	
鹿児島県南薩地域振興局指宿庁舎（指宿市十二町301番地）	平成31年 8 月 4 日（日）	
鹿児島県北薩地域振興局出水庁舎（出水市昭和町18番18号）	平成31年 7 月 19 日（金）	
鹿児島県北薩地域振興局本庁舎（薩摩川内市神田町 1 番22号）	平成31年 8 月 4 日（日）	
鹿児島県始良・伊佐地域振興局本庁舎（始良市加治木町諏訪町12番地）	平成31年 7 月 12 日（金）	
鹿児島県始良・伊佐地域振興局伊佐庁舎（伊佐市大口里53番地 1）	平成31年 8 月 4 日（日）	
鹿屋市農業研修センター（鹿屋市札元一丁目21番7号）	平成31年 7 月 28 日（日）	
曾於市大隅中央公民館（曾於市大隅町岩川6484-2）	平成31年 8 月 25 日（日）	

鹿児島県熊毛支庁屋久島庁舎（熊毛郡屋久島町安房650番地）	平成31年 7 月 7 日（日）	
鹿児島県熊毛支庁舎（西之表市西之表7590番地）	平成31年 8 月 4 日（日）	
徳之島町役場（大島郡徳之島町亀津7203番地）	平成31年 7 月 11 日（木）	
鹿児島県大島支庁舎（奄美市名瀬永田町17番 3 号）	平成31年 7 月 14 日（日）	

## (2) 第 2 回適性試験及び講習

場 所	期 日	開始時刻
鹿児島県庁講堂（鹿児島市鴨池新町10番 1 号）	平成31年 9 月 1 日（日）	午前 9 時

## 2 対象者等

## (1) 対象者

鹿児島県内に住所を有し、平成31年 9 月 14 日まで有効である法第43条の狩猟免許又は法第51条第 3 項の規定により更新された狩猟免許を受けている者で、その狩猟免許（以下「更新対象免許」という。）の更新を受けようとするもの

## (2) 更新対象免許以外の狩猟免許の更新

更新対象免許と種類及び有効期間が満了する日の異なる狩猟免許を併せて受けている者は、当該更新対象免許の更新の際に、当該更新対象免許以外の狩猟免許についても更新することができる。

## (3) 適性試験の免除

認定鳥獣捕獲等事業に従事する者であって、狩猟について必要な適性を有することが確認された者については、適性試験を免除する。

## 3 適性試験及び講習を受けるための手続

## (1) 提出書類等

ア 狩猟免許更新申請書

イ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第 6 号）第 4 条第 1 項第 1 号の規定による許可を現に受けている者にあつては、猟銃・空気銃所持許可証の写し

ウ 次の(㉠)から(㉡)までに該当する者でない旨の医師の診断書（銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条第 1 項第 1 号の規定による許可を現に受けている者は、提出を要しない。）

(㉠) 統合失調症、そううつ病（そう病及びびうつ病を含む。）、てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者

(㉡) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

(㉢) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（㉠又は㉡に該当する者を除く。）

エ 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）1 枚

オ 狩猟免許更新申請手数料 2,900円（2,900円分の鹿児島県収入証紙を免許更新申請書に貼り付けて提出すること。なお、提出書類等を受理した後は、狩猟免許更新申請手数料は返還しない。）

カ 82円分の切手

## (2) 提出書類等の提出先

申請者の住所地を管轄する地域振興局又は支庁

なお、送付の方法により提出する場合は、封筒の表面に「狩猟免許更新申請書在中」と朱書し、書留郵便とすること。

## (3) 提出書類等の提出期間

ア 第 1 回適性試験及び講習を受けようとする者

平成31年 5 月 8 日（水）から各場所の適性試験及び講習の期日の10日前（その日が県の休日に当たるときは、その日前において最も近い県の休日でない日）までのそれぞれ

の日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

イ 第 2 回適性試験及び講習を受けようとする者

平成31年 7 月 23 日（火）から同年 8 月 22 日（木）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

なお、送付の方法により提出する場合は、それぞれの提出期間の最終日の消印のあるものまで受け付ける。

4 免許更新申請書の用紙の交付

免許更新申請書の用紙は、鹿児島県環境林務部自然保護課、各地域振興局、各支庁、一般社団法人鹿児島県猟友会、同会各支部及び各地区猟友会において交付する。

なお、免許更新申請書の用紙の請求を送付の方法により行う場合は、宛先及び郵便番号を明記し、82円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

5 その他

(1) 免許更新申請書を受取り、受験資格があると認められた者に対して適性試験及び講習の場所及び期日を指定した受験票を交付するので、指定された場所及び期日において適性試験及び講習を受けること。

なお、適性試験及び講習を受ける際は、受験票を必ず持参すること。

(2) 指定された適性試験及び講習の場所又は期日の変更を希望する場合は、提出書類等の提出先に対する申出により、その変更を認める。

なお、変更の申出は、指定された適性試験及び講習の期日の 3 日前（その日が県の休日に当たるときは、その日前において最も近い県の休日でない日）までになされた場合に限って受け付ける。

(3) 第 1 回適性試験又は第 2 回適性試験に合格した者には、更新を申請した者の現に有する狩猟免許と引換えに、新たな狩猟免許を後日交付する。

(4) 狩猟免許更新に係る適性試験及び講習に関する照会は、鹿児島県環境林務部自然保護課（電話099-286-2111内線2616）、各地域振興局、各支庁、一般社団法人鹿児島県猟友会（電話099-222-9449）、同会各支部又は各地区猟友会に対して行うこと。

.....

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成31年 4 月 19 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

（5 工区）

垂水市浜平字中村2036番 6 地先水路の一部並びに字新村2106番 1 の一部、2106番 2、2106番 3 の一部及び2107番の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

垂水市上町114番地

垂水市土地開発公社

理事長 尾脇雅弥

## 教育委員会告示

鹿児島県教育委員会告示第 2 号

鹿児島県文化財保護条例（昭和30年鹿児島県条例第48号）第 4 条第 1 項及び第30条第 1 項の規定により、次の表に掲げる文化財を鹿児島県指定有形文化財、鹿児島県指定天然記念物及び鹿児島県指定名勝に指定する。

平成31年 4 月 19 日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

有形文化財（建造物）

名 称	所在地	所有者又は 管理者	備 考
霧島民芸村（展示販売棟、旧遥拝殿及び工房棟）	霧島市霧島田口2458番地1	有限会社山家	霧島民芸村は、建坪300坪の巨大な木造建築で、昭和15（1940）年竣工である。戦時下の教育に対応すべく、中堅指導者の再教育を目的として建てられた。 主屋は、屋久杉の格天井を持つ84畳敷大広間の四方に廊下を廻し、屋根は、鉄平石で葺いている。 旧遥拝殿は、天皇下賜と伝える二本の磨き床柱を、正面床の間に安置した40畳敷きの礼拝所で、三方に廊下を廻した観音堂風の伝統建築である。 工房棟は、宿泊所として使われたもので、研修・遥拝・宿泊に用いた三棟が揃って残り、貴重である。

## 有形文化財（歴史資料）

名 称	所在地	所有者又は 管理者	備 考
日置市美山玉山神社伝来資料	日置市東市来町美山788番地 玉山神社 日置市東市来町美山1690番地4号 元外相東郷茂徳記念館	神社本庁包括宗教法人玉山神社	慶長10（1605）年頃に創建したとされている玉山神社の伝来資料の中には、既に現在では失われた苗代川の独特の祭事に関わるものがあり、陶磁器や織の紀年銘から、その信仰が近代にも継承されていたことを示している。 玉山神社の伝来資料は、近世苗代川という薩摩藩の異化政策により朝鮮習俗を色濃く残す特異な性格を持つ集落の特徴を、神社伝来というまとまった形で今に伝えているという点で、鹿児島県の歴史的文化財として、極めて貴重な価値を有する資料と評価できる。

## 有形文化財（考古資料）

名 称	所在地	所有者又は 管理者	備 考
面縄貝塚出土品	大島郡伊仙町伊仙2945番地3 伊仙町歴史民俗資料館霧島市国分上野原縄文の森2番1号 鹿児島県立埋蔵文化財センター	伊仙町  鹿児島県	面縄貝塚出土品は、縄文時代を中心とする土器、石器、骨製品、貝製品など130点である。 面縄貝塚は、徳之島の南端に位置し、奄美・沖縄地域の縄文時代における遺跡の立地や構造を示す典型的な集落遺跡で、九州島と沖縄地域の関係性の解明にとって重要な遺跡である。その出土品は、集落の生活跡及び埋蔵人骨に伴い、内容が多面的であり、約7,000年前から約1,400年前に至る長期の変化を示す資料として他に例が無く、奄美群島の先史時代編年の基準資料を4型式含むなど、学史的に価値が高く重要である。

## 天然記念物

名 称	所 在 地	所有者又は 管理者	備 考
種子島のハナサンゴモドキ	種子島東海岸 (馬立岩屋の 海域及び大塩 屋港港湾区域 内の一部) 上ノ古田港内	国 (管理は 鹿児島県及 び中種子 町)  西之表市	種子島のハナサンゴモドキは、体内に褐虫藻を共生させる造礁サンゴのなかまで、明るい緑色、褐色及びそれらが混ざったものがある色彩の美しいサンゴである。  本種は、種子島を模式基産地として、国内では種子島の狭い範囲に分布する東アジア海域の固有種と考えられている。波当たりの弱い内湾域の水深10m以浅の海域に生息しており、繁殖方法が、多くのサンゴが雌雄同体であるのに対し、オスとメスの区別のある雌雄異体であるのも特徴の1つである。  近い将来における野生での絶滅の危険性が高いものであり、貴重な生物である。

## 天然記念物及び名勝

名 称	所 在 地	所有者又は 管理者	備 考
番所鼻の溶結凝灰岩の環状プール群	南九州市穎娃町番所鼻	海岸部 (南九州市占有部を除く。) は国, 海岸部の環状の一部は南九州市	番所鼻に見られる環状プール群をつくる地形は、約11万～10万年前に巨大噴火を起こした阿多カルデラから噴出した阿多溶結凝灰岩の下部の非溶結部が侵食され、陥没したものと考えられ、南九州の地質学的な歴史を示す露頭として貴重である。  また、遠くに見える開聞岳と海のコントラストがすばらしく、名勝としても価値がある場所である。

## 選挙管理委員会告示

## 鹿児島県選挙管理委員会告示第30号

平成24年 2 月 28 日鹿児島県選挙管理委員会告示第 1 号 (不在者投票を行うことができる病院等の指定) の一部を次のように改正する。

平成31年 4 月 19 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

1 の表35の項中「成人病院」を「新成病院」に改め、同表124の項中「吉田温泉病院」を「吉田記念病院」に改め、2 の表64の項を削る。

## 企業管理規程

## 鹿児島県企業管理規程第 1 号

鹿児島県工業用水道給水規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年 4 月 19 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県工業用水道給水規程の一部を改正する規程  
鹿児島県工業用水道給水規程 (昭和47年鹿児島県企業管理規程第 3 号) の一部を次のように

改正する。

別記第1号様式及び別記第3号様式から別記第12号様式までの規定中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記13号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「1.08」を「1.1」に改める。

#### 附 則

この規程中別記第1号様式及び別記第3号様式から別記第12号様式までの改正規定並びに別記第13号様式の改正規定（「1.08」を「1.1」に改める部分を除く。）は平成31年4月19日から、別記第13号様式の改正規定（「1.08」を「1.1」に改める部分に限る。）は平成31年10月1日から施行する。